

令和6年度小規模事業者販路開拓助成金公募要領（3次募集）

令和6年7月29日制定

この要領は、小規模事業者販路開拓助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、令和6年度小規模事業者販路開拓助成金（3次募集）について、その特例を下記のとおり定めるものとする。

記

1 対象とする展示会、見本市等

令和6年8月13日（火）以降に開催され、令和7年2月28日（金）までに出展が終了する展示会、見本市等（以下、展示会等という。）を本助成金の対象とする。

2 募集（申請受付）期間

令和6年7月29日（月）から令和6年9月30日（金）17時まで
申請期限は、出展する展示会等の開始日の15日前までとする。
予算に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。

3 その他

- （1）申請者多数の場合は、助成額を減額する場合がある。
- （2）助成金の交付は、中小企業販路開拓助成金、中小企業海外販路開拓助成金を含め、当該年度において1申請者につき1回限りとする。
なお、集合（対面）型の展示会でオンライン展示会を併設するものについて、双方に出展を行う場合は、どちらか1つの展示会のみ助成対象とする。
- （3）過去5年間以内（令和元年度以降）に当機構による助成を受けた展示会等がある場合、同一の展示会等への出展は、助成対象外とする。また、開催方式を集合（対面）型からオンライン型に切り替えた展示会等も同一の展示会等とみなす。
- （4）主催者等の都合で展示会等の開催期間が延期され、出展が令和7年3月1日（土）以降となった場合は、助成金の交付対象としない。